







# 第3期

こうちけんしょうがいしゃけいかく

# 高知県障害者計画





和いわ おん がつ 令和5年3月 **高知県** 





#### けいかく きほんてき かんが かた 計画の基本的な考え方

こうちけん しょうがい ひと かん せさく そうごうてき けいかくてき すいしん 高知県では、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進 こうちけんしょうがいしゃけいかく さくてい するため、「高知県障害者計画」を策定しています。

この度、障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、県内の障害のある人や保護者へのアンケート、県民意識調査、関係がたい、県内の障害のある人や保護者へのアンケート、県民意識調査、関係がたい、原内の管害のある人で保護者へのアンケート、県民意識調査、関係がたい、原本のヒアリングから見えてきた新たな課題やニーズを踏まえながら、障害者施策の一層の充実を図るため、令和5年度かられいた。 なんがん はいかくきかん なんど かんけいかく なんがん はいかくきかん まこうちけんしょうがいしゃけいかく 令和 11年度までの7年間を計画期間とする『第3期高知県障害者計画』を新たに策定しました。

### 計画の位置付け

- こうちけん しょうがい ひと せさく かん きほんてき けいかく・高知県における障害のある人のための施策に関する基本的な計画
- しょうがい ひと ぶんかげいじゅつかつどう すいしん けいかく・ 障害のある人による文化芸術活動を推進するための計画

# 計画の基本理念 (目指すもの)

すべて けんみん しょうがい う む 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支え合い、そして安心して、いきいきと暮らすことができる「共生社会」を目指した地域づくりを進めます。

### 障害のある人とは

にようがいしゃてちょう でと にんだいしょうがい ちてきしょうがい 障害者手帳を持っている人のことだけではありません。身体障害、知的障害、 せいしんしょうがい はったつしょうがい なんびょうかんじゃ たっこころ からだ はたら しょうがい ひと 精神障害、発達障害、難病患者、その他の心や体の働きに障害がある人で、 しょうへき しょうへき せんの中にある障壁(バリア)によって日常生活や社会生活が困難になってい ひとすべ たいしょう る人全てが対象です。



#### けいかく 計画を推進する5つの視点

| ではまうがい しょうがい でと いっそう りかい そくしん ちいき で 害 や 障 害 のある人への一層の理解の促進と地域で ささ まっしく 支え合う仕組みづくり

共生社会の基盤となる障害や障害のある人への正しい理解を一層促進します。さらには、誰もが安心して暮らせるように、地域で気にかけ合う地域づくりを目指します。

**2** 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ (利用のしやすさ)の向上

情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション(意思疎通)手段の充実、 とうるなど いっそう 道路等の一層のバリアフリー化による誰もが移動・利用しやすい環境の整備な とされる。 ど社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を目指します。

3 地域での生活を支援するサービスや体制の充実

障害のある人が安心して暮らし続けられるよう、障害特性や多様なライフス たいまう まいまう たいまう こうがに対応したサービスの充実や、身近な地域での相談支援体制、関係者が 連携した支援体制の充実を目指します。

4 教育の充実や雇用機会、芸術文化やスポーツ等の しゃかいさんか。きかい、かくだい、かんきょう せいび 社会参加の機会の拡大や環境の整備

こようきかい かくだい しょうがいとくせい おう たよう はたら かた すいしん ぶんかけいじゅつ 雇用機会の拡大や障害特性に応じた多様な働き方の推進のほか、文化芸術やスポーツ等様々な社会参加の機会の拡大と環境の整備を目指します。

5 地震・台風等の災害時や感染症発生時等の非常時における しえんたいせい じゅうじつ 支援体制の充実

災害時や非常時には、障害のある人がより深刻な影響を受けること から、その影響やニーズに留意した取組を推進します。



#### せさく ほうこう おも とりくみ 施策の方向と主な取組

「共生社会」を目指した地域づくりを以下の4つの柱に基づき総合的に進めます。

# 1 ともに支えあう地域づくり

共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい理解のより いっそう そくしん はか にゅうみんだれ しゅうみんだれ 一層の促進を図るとともに、住民誰もがお互いに気にかけ合う地域づくりに向けた意識醸成を図ります。

まき 主な KPI (評価指標)	」 げんじょうち <b>現状値</b>	もくひょうち <b>目標値</b>
しょうがいしゃさべっかいしょうほう にんちど 障害者差別解消法の認知度	48.2% (R4.10)	80%(RII年度)
ヘルプマークの認知度	25.6% (R3.12)	65%(RII年度)

#### まいしんせきく **《推進施策》**

#### ① はようがいしゃさべつ 障害者差別 かいしよう すいしん 解消の推進 と こころ のバリア フリー

- ○障害についての理解を深めるため、一層の普及啓発を行うと ともに、障害を理由とする差別等の解消を図るための相談 支援体制を整備します。
- じんけんきょういく ふくしきょういく すいしん ○人権教育や福祉教育を推進します。
- しょうがい ひと ごうりてきはいりょ ていきょう かんきょうせいび おこな 障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が行われるよう取組を推進するとともに、アクセシビリティに配慮した はょうほうていきょう っと 情報提供に努めます。

#### ② th かりょうご 権利擁護の ずいしか 推進、 ぎゃくたいぼうし 虐待防止

- \*\*\* せんもんしょく ちいきじゅうみん れんけい すす けんりょうご たいせい 一行 政 や 専門 職 、地域住 民 が連携して進める権利擁護の体制 づくりに取り組みます。
- ○成年後見制度の円滑な活用に向け、必要な方が利用しやすい しく 仕組みづくりを進めます。

### がませる 地域で支え 合う仕組み づくり

- ○市町村において、既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域 ですうみに かくざっか ふくごうか かだい たいおう ほうかつてき しえんたいせい 住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制 づくりを推進していきます。



#### けんみん みなさま 県民の皆様からいただいたご意見 (抜粋)

計画策定に向けて、障害のある人や日常生活で何かしらの支援が必要な人やそのご家族、県内にお住まいの県民の方、また障害福祉関係団体にアンケート 調査にご協力 いただきました。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見やご要望のうち、計画に直接盛り込むことができなかったものについても、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映させることに努めていきます。

は当事者調査 ■は県民意識調査の意見

きっぴ 設備やシステムの充実も大事だが、 なに かしまれ かと でと でしてが何より必要。 以前に比べると周囲の理解は ます 進んでいるが、地域や外出先での 理解は不十分。

はうがいしょうがいしゃ りかい 管害・障害者への理解を まず 進めるため、保育所や小学校など ようしょうき 幼少期からの教育が必要。

我が子のことで一番 心 を痛めたことは、 も分の子どもが「異なるもの」として周りから見られること。 全ての人間が、社会と共に生きていけるように願います。

はまうがいふくしたかして、県民全体の理解が 常書福祉に対して、県民全体の理解が 不足しているように感じる。 せきくかの充実も必要だが同時に県民への 情報共有が必要。

小学校での多様性に対する教育が 温祉に対する

一学びになると思う。



# 2 安心して暮らせる地域づくり

身近な地域で安心して暮らすことができるよう、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図るとともに、障害特性やライフステージに対応したサービスや、保健や医療など様々な関係者が連携した支援体制の充実を図ります。

まも 主な KPI (評価指標)	げんじょうち <b>現状値</b>	t<ひょうち <b>目標値</b>
きかんそうだんしぇん 基幹相談支援センターの設置数 そうだんしぇん ちゅうかくきかん (相談支援の中核機関)	<sup>かしま</sup> 5カ所(R4.4)	<sup>かしま</sup> (R5年度)
ちいきせいかつしえんきょてんとう せっち 地域生活支援拠点等を設置する しちょうそんすう 市町村数	l 3市町村(R4.4)	ぜんしちょうそん ねんど 全市町 村 (R8年度)

### ずいしんせきく

### で 安心した **暮らしの** かくほ 確保

- しょうがいとくせい おう じょうほうはっしん かつようきかい かくだいとう ○障害特性に応じた情報発信とICTの活用機会の拡大等による じょうほうほしょう じゅうじつ はか 情報保障の充実を図ります。
- しょうがい ひと えんかつ いしひょうじ おこな 〇 障 害のある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを 行 いし そっうしえんしゃ ようせい おこな しえんたいせい えるよう、意思疎通支援者の養成を 行 うとともに、支援体制の た 実 を図ります。
- しょうがい とくせい ぶくごうてき かだいとう おう てきせつ そうだんしえん ていきょう 障害の特性や複合的な課題等に応じて適切な相談支援が提供 がんけいきかん せんもんきかん れんけい そうだんしえんだいせい できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の じゅうじつ つと 充実に努めます。

### (2) 保健・医療 と福祉 サービスの ごゅうじつ 充実

- しょうがい こと しょうがいとくせい おう ひつよう せんもんてきしえん 障 害のある子どもが、 障 害 特性に応じた必要な専門的支援を うたいせい ます 受けられる体制づくりを進めます。

### ③ ひとに やさしい まちづくり

- しちょうそん じぎょうしゃおよ けんみん れんけい ○市町村、事業者及び県民と連携しながら、ハード面の整備とと もに、 心のバリアフリーを推進し、誰もが住みやすいまちづく りを進めていきます。
- ○グループホームなど生活の場の確保、公共で通機関のバリアフリー化など、障害のある人が安心して移動できる環境の整備を進めていきます。



#### けんみん みなさま 県民の皆様からいただいたご意見(抜粋)

は当事者調査の意見

気軽に相談できる場所があれば いいと思う。

> こうぎょうこうつうきかん 公共交通機関を もっと利用しやすく してほしい。

しゅうど しょうがいしゃ 重度の障害者の たんきにゅうしょ にゅうしょしせっ 短期入所や入所施設 が不足している。

高齢者へのサービスと比べ、 はまうがいしゃ りょう 障害者が利用できる施設、デイ、 ショート、グループホームは まだ不足している。

にようがいふくし せんもん でりょう 管害福祉を専門とする医療 にゅうじしゃ いくせい 対応できる医療 従事者の育成や、対応できる医療 機関を増やしてほしい。

早期療育の対応は進んできているが、 その子どもたちが中学や高校へ進んでいるが、 いく中での引き継ぎなど、まだ課題がある。

コミュニケーションをスムーズにできる たいせい ととの 体制を整えてほしい。

住み慣れた家で、一人になっても また。 周りの適切な援助で自宅で生活したい。 またりの適切な援助で自宅で生活したい。 またりの適切な援助で自宅で生活したい。

> はようがい 同じ障害でも、市町村により 受けられるサービスが違う。 はんとう 本当に困っているところに できせつ しぇん とど よう願う。

> > しょうがいふくし 障害福祉サービスの ひとてぶそく かいしょう 人手不足を解消するために しょくいん たいぐうかいぜん ひつよう 職員の待遇改善が必要。

療育に関する情報を得にくく、どこに相談すればいいのか困っている。 もっと気軽に相談できる場所があればいい。



### 3 いきいきと暮らせる地域づくり

多様な教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、 にようがいとくせい おう になる はなら かな せんたく できまう はなら かな を選択できる環境の整備や、地域において生涯 を通じて文化芸術活動やスポーツ等様々な活動に親しむことができる機会の拡大と環境の整備を図ります。

まも 主な KPI (評価指標)	げんじょうち <b>現状値</b>	もくひょうち <b>目標値</b>
とくべつ きょういくてきしぇん ひつよう おも じどう 特別な教育的支援が必要と思われる児童	保幼:77.2%	保幼:100%
せいと 生徒のうち、「個別の指導計画」が作成され、	<sup>しょう</sup> :86.5%	<sup>しょう</sup> :100%
そしきてき しどう しぇん じっせん 組織的な指導・支援が実践されている子ど		<sup>ちゅう</sup> 中:100%
ゎりあい もの割合	高:93.3% (R4.9)	こう 高:100%(R5年度)
へいきんこうちんげつがく 平均工賃月額	20,597円 (R3年度)	22,000円(R5年度)

#### まいしんせさく **《推進施策》**

①
インクルー
シブ教育の
排進

- すべ ほいくしゃ きょうしょくいん とくべつしえんきょういく せんもんせいこうじょう 〇全ての保育者や 教 職 員 について特別支援教 育 の専門性 向 上 をはか たいせい じゅうじつ きょうか はか 図るとともに、組織的な指導・支援の体制の 充 実・強化を図ります。
- とくべつしえんがっこう ちいき しょう ちゅう こうとうがっこう とりくみ しえん ○特別支援学校において、地域の 小 ・中 ・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向 上を図ります。
- ○医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよかんごしょくいんとう せんもんせい たか とりくみ すいしん う、看護職員等の専門性を高めるための取組を推進します。

#### こよう 雇用・ はかうぎょう 就業の そくしん 促進

- ○障害者雇用へのさらなる理解促進や雇用機会の拡大、多様な働き がた 方ができる環境の整備を図ります。
- こうちけんこうちんこうじょうけいがく もと しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ りょう 一高知県工賃 向 上計画に基づき、 就 労 継続支援事業所を利用する 0 なこうちんとう こうじょう はか 人の工賃等の向 上を図ります。

#### がたがげ芸術 文化芸術 で大化芸 ・スポー ツの振き参加の 大いでする。 シールに要した。 シールに要した。 ・スコーツの振きをした。 ・スコーツのには、 ・スコーのいには、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは、 ・スコーのいは

- でまざま ぶんかげいじゅつかつどう さんか きかい ていきょう かっとう ○様々な文化芸 術活動に参加できる機会を提供するとともに、活動 を支援する人材の育成やネットワークづくりなどの環境整備を図ります。



#### けんみん みなさま 県民の皆様からいただいたご意見 (抜粋)

は当事者調査の意見

障害者に対する理解を深めるには、 インクルーシブ教育が必要。 管害に対する正しい知識や理解を うともや保護者が身につけられるような がんきょう ひつよう 環境が必要。

障害のある子どもの保護者が安心して、 子どもを預けることができる 短期入所施設が不足している。 同じ障害のある子ども、 その保護者の意見交換の場や 交流の場があるとよい。

保護者へのケアも必要。もう少し寄り添ってほしい。



担任の先生の理解があるかどうかで、 「はんにん」 またん。 本人の負担が変わってくる。 (本人のしんどさを単なるわがままと 捉えられることもある)

げいじゅつぶんかかつどう とりくみ 芸 術文化活動の取組にかなり期待している。



いろいろなイベントに障害があっても <sup>さんか</sup> 参加できるようになってほしい。

かんけいきかん れんけい ひつよう ふくし いりょう きょういくなど 関係機関の連携が必要(福祉、医療、教育等)



# 4 災害時等に困らない地域づくり

災害発生時等や感染症の拡大期などの非常時における障害のある人の安全を がくほ 確保するため、障害のある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種 せざくを推進するとともに、障害のある人が犯罪や消費者トラブルの被害に遭わな いよう、関係機関や地域住民等が連携した取組を推進します。

*** 主な KPI (評価指標)	げんじょうち <b>現状値</b>	もくひょうち <b>目標値</b>
つなみしんすいそうていくいきない L2津波浸水想定区域内における どういしゅとくしゃ こべつひなんけいかくさくせいりつ 同意取得者の個別避難計画作成率	34.7% (R4.9)	100%(R7年度)
しゅうらくかつどう 集落活動センターでの消費生活出前講座の回数	I 回(R3年度)	かい 5回(RII年度)

### 《推進施策》

①
なんかい
南海トラフ
じしんなど
地震等の
さいがいたいさく
災害対策

- ○災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難 しえん ひなんじょとう かくほ ふくし いりょう 支援、避難所等の確保、福祉・医療サービスの継続などを行うこと ができるよう、防災や復興に向けた取組を市町村や関係機関等と 連携して推進します。
- かんせんしょうはっせい じ ○感染症発生時においては、福祉、保健、医療や関係機関等との連携 しえんたいせい じゅうじつ はか による支援体制の充実を図るとともに、感染症への適切な対応を 図ります。

はうはんだいさく **防犯対策や** りょうひしゃ 消費者トラブル ぼうし、すいしん **防止の推進** 

2

しょうがい ひと あくしつしょうほう はんざい ひがい ○ 障害のある人が悪質商法や犯罪の被害にあわないよう情報の でいきょう みまも かつどう そくしん 提供や見守り活動を促進します。

#### はんみん みなさま 県民の皆様からいただいたご意見(抜粋)

は当事者調査の意見

避難所での生活で、他の人と一緒に うまく生活できるか不安。



災害時、自宅に様子を ・ 見に来てくれる人がほしい。



4

### やくわりぶんたん れんけい 役割分担と連携

県民、障害のある人、障害者関係団体、企業・事業者、福祉サービス事業者、市町村、県等が、それぞれの役割を担い、お互いに連携しながら、この計画を進めていくことが必要です。

### く県民>

障害のある人への正しい理解を深めるとともに、誰もが安心して暮らすことができるように、地域で気にかけ合うことができる地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

# く障害のある人>

共生社会の実現に向けて、主体的に地域社会の活動に参加し、地域の人たちとの で流を深めていくことが必要です。また、地域における障害への理解を深めるため、障害特性に応じて必要な配慮や困りごとなどについて積極的に発信していく ことが大切です。

# く市町村・県の役割>

- 〇市町村は、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画 づくりや、サービス提供のための基盤整備などを進めていく役割が期待されています。
- ○県は、障害のある人の生活全般に係る幅広い分野にわたる障害者施策の円滑な がくしませいどのようとではいかっせんばんがない場合である。 推進に向け、各種制度の充実や財源の確保など必要に応じて要請します。また、 ではようぞんでいますが、となっていますが、かくさいますが、まずであるようではない。 市町村への助言・支援に加えて、地域間で格差が生じないようなサービス提供 体制づくりを推進します。



# きぎょう じぎょうしゃ く企業・事業者>

#### ふくし く福祉サービス事業者>

# く障害者関係団体>

障害のある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人ではできない活動を 精極的に実施することが必要です。



# しょうがいふくしだんたい いけん ばっすい 障害福祉団体からの意見 (抜粋)

医療的ケア児者は他の要配慮者とは 異なる課題も多いため、

実際の避難訓練や勉強会等を継続 するなど早急に対策を進めてほしい。

各事業所の活動だけでは とないかくほうが厳しく、 人材確保が厳しく、 県をあげての更なる支援が必要。

にようほう にょうほう こまうほう 記書バリアフリー法、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は成立したが、 しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ 視覚障害者や聴覚障害者への深刻な情報 ぶそく かいぜん 不足は改善されていない。

でいまうできた。 でいまう ない でいまう ない でいまう はうじき 大学進学、就職の機会が 当たり前になるよう 乳幼児期から切れ目のない 支援が必要。

発達障害・自閉症については、 いぜん 以前よりは知られるようになったが、 だしく理解して対応できている 現場は少ない。

ちてきしょうがい ときな 知的障害を伴わない発達障害の まとな リカい 子ども・大人への理解について、 しゅうち 社会全体での周知がもっと必要。

地方ではサービスや資源がなく、 りょうしゃ 利用者が選択する自由がないため、 住み慣れた場所により がくきが生まれている。

> 重度の障害児者への を期にわたる支援が不十分。 を期にわたる支援が不十分。 が、本で暮らしていく上で、 保護者支援が必要。



ぞん

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

かいせい

## ご存じですか?障害者差別解消法の改正

ゎたくし ひとり 私 たち一人ひとりができること

しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい さまざま 障害には、身体障害、知的障害、精神障害など様々なものがあり、見た目ではた からないこともあります。

しょうがい でと こま でつよう でいることや必要としているサポートについて想像し、気付く まべつかいしょう だいいっぽ ことが、差別解消への第一歩です。

障害のある人もない人も誰もが安心して暮らすことができるようになるために、 にちじょうせいかつ こま 日常生活でも困っている様子の人を見かけたら「何かお困りですか」と声をかけるなど、 私 たち一人ひとりが自分にできることを 考え、行動することが大切です。

### 「共生社会」の実現に向けて

できるです。 しょうがいしょうほう にょうがい できてっ さべっ でき 者差別解消法は、障害のある人への差別をなくし、社会の中にある様々な障壁 (バリア)を取り除いていくことで、障害のある人もない人も、共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月に施行された法律です。(令和3年5月改正)

はうりつ ぎょうせいきかん けん しちょうそんやくばとう じぎょうしゃ かいしゃ みせとう たい しょうがい 法律では、行政機関(県・市町村役場等)や事業者(会社・お店等)に対して、障害のあ ひと ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりょ ていきょう さだる人への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

### 「不当な差別的取扱い」の禁止

ではいきかん じぎょうせい で 害 のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として、 サービスの提供を拒否することや、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどを禁止しています。

たいおう せいとう りゅう ぱあい しょうがい ひと りゅう せつめい りかい え たいせつ 対応に正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得ることが大切です。

### 「不当な差別的取扱いの例」

- ・スポーツセンターやカルチャークラブへの入会を断る。
- くるまいす りょう かた しんたいしょうがいしゃほじょけん にゅうてん きょひ・車椅子を利用の方や身体障害者補助犬の入店を拒否する。
- にゅうてん さい ほごしゃ かいじょしゃ どうはん いっぽうてき もと・ 入店に際し、保護者や介助者の同伴を一方的に求める。
- ・本人を無視して、介助者や付添人のみに話しかける。





# れいわ ねん ほうかいせい れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ 令和3年の法改正により、令和6年4月1日から事業者による

#### ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ む か 合理的配慮の提 供が「義務化」されます!!

# ごうりてきはいりょ ていきょう 「合理的配慮の提供」とは

障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって困りごとを抱えていることがあります。そのバリアを取り除くために、障害のある人から何らかの対応を求める意思を伝えられた時に、行政機関や事業者は負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

### ぶつりてきかんきょう はいりょ れい [物理的環境への配慮の例]

- ・車椅子利用者が移動しやすいように店内の段差にスロープを渡す。 たか ところ ちんれつ たんさ こって渡す。 高い 所 に陳列された 商 品 を取って渡す。
- ・売場への案内の要望があった場合は、目的の場所へ案内する。



#### [障害特性に応じた意思疎通の配慮]

- ほんにん きぼう かくにん ひつだん よ あ しゅわ てが も じ ・本人の希望を確認し、筆談、読み上げ、手話、手書き文字などの でんたつしゅだん もち 伝達手段を用いる。
- ・電子メールやホームページ、FAX など多様な媒体で はようほうていきょう りょううけつけ おこな 情報提供や利用受付を行う。
- じひつ こんなん ひと もうして う いしかくにん おこな うえ だいひつ・自筆が困難な人からの申出を受けて意思確認を行った上で代筆する。



### ヘルプマークについて



このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば きま をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

しょうがい ひと ぜんてい つく しゃかい しく しせつ せつび 障 害 のない人を前 提に作られた社 会の仕組みや施設の設備などが けんいん かいしょう つく しゃかい せきにん 原 因によるバリアを 解 消 するのは、それを作っている社 会の責 任です。

では 何がバリアになって、どんな困りごとが 生 じてしまっているのか、みなさんの しょくば がいしゅつさきなど 職 場や 外 出 先 等でのバリアをまずは 考 えることから始めてみましょう。





だい きこうちけんしょうがいしゃけいかく がいようばん 第3期高知県障害者計画~概要版~

発行こうちけんこふくしせいさくぶ<br/>高知県子ども・福祉政策部<th rowspan="2" color by 10% of the color by 10% of

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

電話:088-823-9633 FAX:088-823-9260

